

被扶養者の
異動の
気に
していますか？

“被扶養者の異動”



組合員の「お届け口座」、組合員又は被扶養者の「住所や氏名」に、異動はありませんか？
例えば、こんなときは…

- | | | |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・組合員が本組合に届出している口座を解約したとき ・組合員が氏名変更のため、口座名義が変わったとき | <ul style="list-style-type: none"> ・引越しをしたとき ・居所が変わったとき ・被扶養者が進学等により住所が変わったとき | <ul style="list-style-type: none"> ・結婚等により氏名が変わったとき |
|--|--|--|

(本組合届出の情報変更のため) それぞれ所要の手続が必要！

必要な書類と手続

給付金等の受取口座を変更されたときは、共済事務担当課を経由し「給付金等振込口座指定・変更届」を提出してください。

※特に氏名を変更されたときは、併せて「組合員異動報告書」を必ず提出してください。

組合員や被扶養者が住所変更等をしたときは、共済事務担当課を経由し「組合員異動報告書」を提出してください。

氏名を変更されたときは、共済事務担当課を経由し「組合員異動報告書」を提出してください。

※特に組合員が氏名を変更されたときは、併せて「給付金等振込口座指定・変更届」を必ず提出してください。

3歳未満の子を養育している皆さんへ「養育特例（養育期間標準報酬月額特例）」の申出はお済みですか？

3歳未満の子を養育している期間の特例「養育特例（養育期間標準報酬月額特例）」

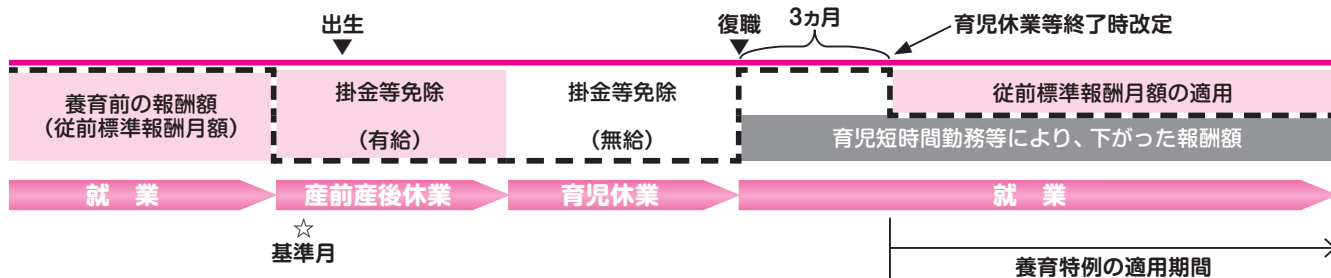
3歳未満の子を養育している組合員の標準報酬月額が、養育期間前の標準報酬月額（従前標準報酬月額）を下回る場合、共済組合に申出をしたときは、養育期間前の高い標準報酬月額で計算されます。

なお、この特例は、育児短時間勤務などの勤務形態の期間中、報酬が低くなったことにより、将来の厚生年金保険給付や退職等年金給付が低くなることを避けるための措置であることから、短期給付の算定の基礎となる標準報酬月額には適用されません。

【養育特例の事例】3歳未満の子が一人の場合

- 年金額を算定するときの標準報酬月額
- - - - 掛金等を算定するときの標準報酬月額

○育児短時間勤務等により、標準報酬月額が子を養育することになった日の属する月の前月（基準月）の従前標準報酬月額を下回っている。



詳細につきましては、共済事務担当課へお問い合わせください。

4月は“異動”の多い季節です！

による手続を忘れずに!



被扶養者の資格の異動(「認定取消し」又は「認定」)はありませんか?

例えば、こんなときは…

- ・被扶養者が就職し、健康保険に加入したとき
- ・被扶養者の収入が増加したとき
- ・被扶養者の雇用保険や年金の受給が始まったとき
- ・被扶養者が亡くなったとき、結婚したとき



(被扶養者の資格喪失のため)

被扶養者の「認定取消し」の手続が必要!

- ・組合員、被扶養者が出産したとき
- ・組合員が結婚したとき
- ・被扶養者の収入が減少したとき、退職したとき
- ・被扶養者の雇用保険の受給が終了したとき



(被扶養者の資格取得のため)

被扶養者の「認定」の手続が必要!

必要な書類と手続

速やかに認定取消しの手続として、共済事務担当課を経由し「被扶養者申告書」及び「組合員被扶養者証」(返却のため)を提出してください。

※「認定取消しの手続」や「組合員被扶養者証の返却」が遅れると、本組合がお支払いした医療費や給付金等を取消日に遡って返還していただくこともありますので、ご注意ください。

認定の手続として、共済事務担当課を経由し「被扶養者申告書」及び「添付書類」を提出してください。

提出から1週間程度で「組合員被扶養者証」を送付いたします。

※被扶養者資格認定希望日から30日経過後の場合、認定希望日に遡っての認定はできませんのでご注意ください。

さらに、この被扶養者が「配偶者」のときは…「国民年金に関する手続」が必要!

- ・被扶養者の「認定取消し※」の手続を行い、組合員の被扶養配偶者から外れたとき

※「被扶養配偶者の収入が基準額以上に増加したとき」又は「離婚したとき」のみ必要



(国民年金第3号被保険者の資格喪失のため)

第3号被保険者の「非該当」の手続が必要!

- ・被扶養者の「認定」の手続を行い、組合員の被扶養配偶者に認定されたとき



(国民年金第3号被保険者の資格取得のため)

第3号被保険者の「該当」の手続が必要!

必要な書類と手続

国民年金第3号被保険者関係届※

※組合員が退職し被扶養配偶者が新たに国民年金第1号被保険者になるとき、又は被扶養配偶者が就職により第2号被保険者(社会保険加入)となるときは不要



※被扶養者申告書と同時提出

国民年金第3号被保険者関係届

提出いただいた書類は共済組合を経由し、日本年金機構に送付され、将来受け取る年金の加入期間として登録されます。

被扶養配偶者の手続の際には「国民年金第3号被保険者関係届」の提出を!

○被扶養配偶者が住所や氏名を変更したとき、死亡したときは、提出は不要!

日本年金機構が住民票の異動情報を定期的に取得し変更等を行うことから、住所変更届、氏名変更届、死亡届は原則不要です。ただし、海外居住者等のマイナンバーが指定されていない方は、基礎年金番号による届出が必要ですので、ご注意ください。

➔ **手続**をお忘れなく。